

平成27年 7 月24日

経済センサス活動調査規則の一部を改正する 省令案に関する意見募集

総務省は、経済センサス活動調査規則の一部を改正する省令案（以下「省令案」といいます。）を別紙のとおり作成しました。

つきましては、省令案について、平成27年（2015年）7月25日（土）から平成27年（2015年）8月27日（木）までの間、意見を募集します。

1 改正の概要

別紙1のとおりです。

なお、省令案については、末尾の連絡先窓口において閲覧に供するとともに、総務省ホームページ（<http://www.soumu.go.jp>）の「報道資料」欄及び電子政府の総合窓口（<http://www.e-gov.go.jp>）の「パブリックコメント」欄に掲載します。

2 意見募集の対象

別紙2 経済センサス活動調査規則の一部を改正する省令案（新旧対照条文）

3 意見募集要領

別紙3のとおりです。

4 今後のスケジュール（予定）

公布日：平成27年9月中旬

施行日：公布日と同日に施行

（連絡先）

統計局統計調査部経済統計課企画第二係

担当：奥野課長補佐、濱口係長

電話：03-5273-1388（直通）

FAX：03-5273-1498

E-mail：e-katsudou@soumu.go.jp